


安全な留学生活を送るための注意事項

経済学研究科 会計大学院



留学生の身分に関する諸手続き

- マイナンバー（社会保障・税番号制度）
 - 資格外活動許可
 - 在留カードと住民登録
 - 在留期間の更新
 - 一時出国と再入国
 - 休学と在留資格についての注意
- 

マイナンバー（社会保障・税番号制度）

- 日本に住民登録をする人一人に対し番号が1つ付される制度です。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認し、行政手続きの簡素化などに活用できるように導入されるものです。
- 制度は平成28年1月からスタートですが、開始前の平成27年10月から、一人一人に12桁の番号が通知されます。

マイナンバー（社会保障・税番号制度）

（注意）

- この制度は、住民登録を行った中長期滞在外国人、特別永住者にも適用されます。
- マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて、生涯にわたり使うものです。番号を忘れないようにしてください。また、通知カードは必ず保管してください。
- 番号通知は、簡易書留で住民登録を行った居住地に郵送されてきます。研究室などへの転送はできません。必ず本人が受け取る必要があります。
- 個人番号カードの無料作成も可能です：通知カードと一緒に届く交付申請用紙に顔写真を貼付、返信用封筒で郵送します。WEBでの申請もできます。
- 重要！ 個人番号カードは居住地役所に送付されます。交付通知書が届きましたら、在留カード、通知カードを持って、役所担当窓口で受け取ります（暗証番号の設定が必要です）。
- 制度開始後に住民登録を行う場合、後日登録した住所に簡易書留郵便で「個人番号」が送られてきます。

資格外活動許可

- アルバイトを行う場合には、入国管理局において「資格外活動の許可」が必要です（アルバイト・資格外活動も必ず参考のこと）。**企業でのインターンシップには**「資格外活動の許可」が必要です。
- 留学生のアルバイトについては、申請に基づき、留学生本来の目的に支障がないと認められる場合に、原則として次の内容で包括（ほうかつ）的に許可されています。

就労時間数：1週間28時間以内（長期休暇中については1日8時間以内）。

風俗営業又は風俗関連営業のアルバイトはできません。

在留カードと住民登録

- 東北大学の長中期留学生には『在留カード』が交付されます。
- 在留カード記載内容
 - － 顔写真のほか、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、制限の有無などの情報
- ※旅券及び在留カードを持って出国する時に、有効な在留期間内に再入国する場合は、原則として「再入国許可」を受ける必要がありません。この制度を、「みなし再入国許可」といいます。ただし、有効期間内に再入国しないと在留資格が失われます。また、有効期間を海外で延長することもできませんので注意してください。有効期間内であっても、出国期間が1年を超える場合は、許可を受ける必要があります。

在留（カード）資格について

??? こんな時はどうする ???

★在留カードをなくした！もう一度発行してもらえる？

1. 近くの警察署、交番へ届け出る。遺失届出証明書を交付してもらう。
 - － 万が一、落とした在留カードが警察へ届けられるなどして見つければ、警察から連絡がある。
2. 「14日以内」に、警察から交付された証明書と他の必要書類を持って、入国管理局へ行き、再交付申請を行う。

注意：不携帯は法律違反です。警察に見つかった場合は逮捕されます。
過去に何名かおられますので、十分に注意して下さい。

留学生の皆さんへ

それって法令違反なんです！

在留カードの期限切れ

在留カードを人に貸した

資格外活動許可がないのに
学外でアルバイト

在留カードの更新は忘れずに！

住民登録について

●住民登録（住民票の作成）


- 外国人住民として居住する市区町村へ転入届を行います。居住地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、居住地の市町村の窓口で手続きを行います。日本人と同様に、住民票が作成されます。

※転居、帰国時には転出届を行う必要があります。

●記載事項

- 外国人住民の住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等のほか、外国人住民特有の事項として、国籍・地域、在留資格、在留期間等が記載されます。
- 住民票の写しの交付
- 日本人と同様に、市区町村の窓口で住民票の写し（又は住民票記載事項証明書）の交付を受けることができます。（銀行口座開設等届出の必要がある場合）

在留期間の更新

- 留学生が日本に在留を許可される期間は、更新する期間の在学年次によって、1年間、2年間又は3年間です。この期間は所定の手続きにより延長することができます。更新の許可が下りると、新しい在留カードが交付されます。
 - その後、会計大学院係に新しい在留カードと更新済みの国民健康保険証を持ってきてください。コピーをとらせていただきます。
- 

在留期間の更新

!!! 注意 !!!

- 在留期間の更新：期間終了 3 ヶ月前から手続きが可能。早めに手続きを。
- 卒業/修了/退学：在留資格「留学」の学生は学籍がなくなったら、そのままの資格で日本滞在するのは違法。
- ※在留資格に記載されている日付が卒業後（例えば5月まで）も残っていても滞在は出来ないなので資格変更するか、帰国することになる。
- 「在留資格に係る活動を継続 3 か月以上行っていない場合」には在留資格が取り消されるので注意。
- ※ 3 か月以上大学に来ない、又は休学する場合も日本に滞在は出来ません。

在留期間の更新時に必要な書類等

大学院生

	在留期間更新許可申請書※	在学証明書	成績証明書	収入印紙
本人が提出する場合	要	要	要	要
大学が提出する場合	要	不要	要	要

※在留期間更新許可申請書は、[法務省：在留期間更新許可申請書にてダウンロードできます。](#)
記入しますので、申請人等作成用ページを記入し会計大学院係まで提出してください。

いずれの申請の場合においても、**勉学状況が良好でないことが明らかになる**など審査の過程で必要と認められるときは、履歴書、最終学歴に係る証明書、経費支弁能力を示す資料、その他参考となる資料の提出を求められる場合があります。

一時出国と再入国

- 留学生が帰国、または出国する際、
「外国人留学生一時離日届」を
提出する必要があります。
※申請用紙は事務窓口でお渡しします。

旅券及び在留カードを持って出国する時に、有効な在留期間内に再入国する場合は、原則として「再入国許可」を受ける必要がありません。この制度を、「みなし再入国許可」といいます。ただし、有効期間内に再入国しないと在留資格が失われます。また、有効期間を海外で延長することもできませんので注意してください。有効期間内であっても、出国期間が1年を超える場合は、資格は取り消され、再度許可を受ける必要があります。

外国人留学生一時離日届
Report of Temporary Leave Outside of Japan

東北大学経済学研究科 会計大学院 院長殿
To: Dean, Faculty of Economics · Graduate School of Economics Tohoku University

Name (Student ID) _____
氏名(学籍番号): _____
TEL ※ _____ Email Address ※ _____
電話番号: _____ Emailアドレス: _____
※離日中に使用可能なもの (Available during your temporary leave)

私は、下記のとおり一時離日しますのでお届けします。
I, hereby, report my travel plan as follows:

離日期間 Period of Leave	出発 Departure	月日 Date	時間 Time
		便名 Flight No.	航空会社 Airline
	帰国予定日 Date of Return	年 月 日 Year Month Date	
離日理由 Reason for Leaving Japan			
離日中の滞在地 Place of Stay During Leave from Japan			
指導教員承認印 Advisor's Signature			

届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 署名 _____
Date Year Month Date Student's Signature

【事務連絡欄】
 履修記録 (済・未) 授業料支払 (済・未) 入学料支払 (未) 入学料支払 (未) (済・未)
 奨学金支給 (済・未) (貸の場合: 名称: _____)
 在留記録 (要・不要) (要の場合: 国費・学習奨励費・JASSO・その他 (_____))
 在留カード延長 (要・申請中・不要) (在留期限: _____ 年 _____ 月 _____ 日)
備考: _____

休学と在留資格についての注意

- 種々の理由で休学を考えることになったらすぐに、休学の理由が「正当な理由」にあたるかどうか会計大学院系の窓口にご相談してください。

入管法第22条の4によると、

現（げん）に有（ゆう）する在留（ざいりゅう）資格（しかく）（本学留学生の場合「留学」）に係（かかる）活動を継続（けいぞく）して3か月以上行っていない場合（ただし、当該（とうがい）活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く）

に在留資格を取消されることがあります。留学生が「休学」をする場合、休学期間中は本国へ帰国するか、他の在留資格を取得する必要がありますので注意してください。

特に、「留学」の在留資格を持っている留学生の場合「経済的な理由」での休学は正当な理由にあたりません。そのような留学生は経済的理由で休学し、休学中に資格外活動（アルバイト）をして

日本に滞在することはできません。

留学生生活に関する諸手続き

- 国民健康保険への加入について
- 学研災・外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険
略称「インバウンド付帯学総」への加入について
※留学生は必ず加入しなくてはなりません。
- 東北大学留学生住宅保証制度について
※寮以外の民間アパートに住むときに加入します。

国民健康保険への加入について **（全員加入）**

- 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。
- 国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに、医療費の負担を軽減する医療保険制度です。日本に3ヶ月を超えて滞在する留学生は、必ず加入手続きを行って下さい。
- 居住地の届出を行った区役所で行うことができます。
在留カード、パスポートを持参し手続きをすれば、即日、国民健康保険被保険者証が交付されます。

※国保に加入すれば、毎月の保険料が必要となりますが、所得が少ない人のために通常の保険料よりも減額される制度がありますので、前年度の所得がないことを申告すれば通常の保険料の約7割が減額になります。詳しくは国保担当課の窓口で相談してください。

- ・ **学生教育研究災害傷害保険（学研災）**
- ・ **外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険**
略称「インバウンド付帯学総」への加入について

1. 学研災

学研災は、正課中、学校行事中、クラブ活動中や通学中の事故により負ったケガに対して補償する保険です。

2. インバウンド付帯学総

学外で起こった事故の賠償や、病気やケガの治療などに対して補償される、学生生活を幅広くサポートする保険です。

東北大学の留学生は両方に加入しなくてははいけません。
大学からの案内に従って必ず加入して下さい。

東北大学留学生住宅保証制度

- 東北大学留学生住宅保証制度は、一定の条件の下、東北大学留学生後援会が留学生の民間アパートの賃貸借契約の連帯保証人となる制度です。保証期間は「在学中のみ」で、大学所定の契約書を使って契約できる物件に限ります。対象者は東北大学に在籍中もしくは入学確実な留学生（在留資格「留学」）で
 - 留学生住宅総合補償に加入すること
 - 指導教員にサインをもらえる人
 - 毎月の家賃を期日通りに支払える人です
- 手続きには時間を要しますので、入居開始の約 1 か月前から申請する必要があります。
申請書類は会計大学院係・窓口にあります。